

～あなたの夢、描いたつづきは掛川で。～

## シティプロモーション市民協働事業審査要領

### 1 目的

この要領は、シティプロモーション市民協働事業（以下「市民協働事業」という。）の選定にあたり、提案を厳正かつ公正に審査するための手続き、基準等を定めるものである。

### 2 審査方法

- (1) 審査は別に定めるシティプロモーション市民協働事業審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) あらかじめ提案資格に合致した団体からの提案書類の内容審査を行う。審査では、審査会でのヒアリングを実施し、3の審査基準に基づき提案事業の目的に合致するかの判定及び採点を行う。
- (3) 審査結果は、それぞれの提案事業につき各委員が採点し、全委員の採点合計を事業の得点とする。
- (4) 得点上位の団体から、予算の範囲内で採用する。ただし、最低得点ライン（総得点の70%）を越えていない提案事業については、予算の範囲内であっても採用しない。
- (5) 最低得点ラインを越え、かつ上位にランクされる事業で、事業費の額が予算の範囲を超えるときは、委員会からの提案により団体に対し、事業費の調整の可否の確認を行う。この場合において当該団体が辞退したときは、下位の団体に権利が移行する。

### 3 審査基準（及び配点）

- (1) 市がシティプロモーションとして推進したい項目に該当しているか（持ち点15点）
- (2) 事業実施による効果が見込めるか（持ち点25点）
- (3) 先駆性、創造性を活かした事業か（持ち点25点）
- (4) 実行性が十分に感じられるか（持ち点15点）
- (5) 予算の見積りは適正か（持ち点10点）
- (6) その他提案団体の特性を生かせるか（持ち点10点）